

報告事項5

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に係る特別教育についての制度の整理 及び同特別教育講師養成研修の実施について

I フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に係る特別教育についての制度の整理

1 高所作業車を用いた作業でのハーネス型墜落制止用器具の使用の必要性

- (1) 事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならぬとされている（安衛則 194 条の 22 第 1 項）。
- (2) ここで、「要求性能墜落制止用器具」とは、「墜落による危険のおそれに対応した墜落制止用器具」であり、具体的には、「胴ベルト型」及び「ハーネス型」の墜落制止用器具をいい、「ハーネス型」が原則であるが、「ハーネス型」の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが 6.75m 以下）は、「胴ベルト型」を使用できるとされている（基発 0622 第 1 号通達の記の第 2 の 3 の(1)のア）。
- (3) 従って、6.75m を超える高さで高所作業車を用いて作業を行う場合は、ハーネス型墜落制止用器具の使用が必要である。

2 高所作業車を用いた作業に従事する労働者に対し、事業者がハーネス型墜落制止用器具の使用等に係る特別教育を実施する必要性

- (1) 事業者は、高さ 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務については、特別教育を必要とする業務とされている（安衛則 36 条 41 号）。
- (2) 「特別教育を必要とする業務」として「作業床を設けることが困難なところにおける業務」という要件があることから、高所作業車を用いた作業のうち専ら作業床のみでの業務は、特別教育の対象から除かれることになる。
- (3) しかしながら、高所作業車を用いた作業に従事する労働者についてみれば、電柱での作業など作業床のないところの作業を併せ行うことも多くあることから、このような者については特別教育の受講が必要である。
- (4) (2) の業務のみを行う者であっても、1 の (3) の場合は、フルハーネス型墜落制止用器具を使用することになり、この場合、フルハーネス型墜落制止用器具について一定の知識を有していることが必要であることから、こ

のような者についても、特別教育の受講が望まれる。

3 高所作業車運転技能講習（以下「技能講習」という。）の実技講習において、講師や受講者がハーネス型墜落制止用器具を使用する必要性

(1) 技能講習においては、実技講習として講習科目「作業のための装置の操作」（範囲は、「基本操作」及び「定められた方法による作業床の昇降等」）を6時間行うこととされている（高所作業車運転技能講習規程2条2項）。

(2) (1) の「基本操作」は、「周囲に障害物がない状態で、ブームの起伏、伸縮、回転等の操作を行わせるものであること」とされ、この場合、「作業床は地上から10メートル以上の高さまで上昇させること。」とされている。また、「定められた方法による作業床の昇降等」は、次のとおりとされている。

- ・地上から5メートル以上及び7メートル以上の位置に、作業点を2箇所以上設けること
- ・作業床上においてブームを起伏、旋回、伸縮等させ、リボン、輪等を作業点に取り付け又は取り外す操作を2作業点以上で連続して行わせること。

（平成2年9月26日付け基発第586号通達の記の第6の2の(1)）

(3) このような実技講習の一連の操作について、その目的が資格や技能の習得であることをもって、労働現場での作業と別意に解することは、当該受講者（労働者）の災害防止の観点からも、適当ではなく、「6.75mを超える高さで高所作業車を用いて作業」と見なすべきであり、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要である。

なお、「7メートル以上の位置」について、「作業点」をぎりぎり「7メートルの位置」に設定することにより、フルハーネス型墜落制止用器具の使用を回避しようとすることは、技能講習の本来の趣旨に反するものであり、適当でない。

4 技能講習における実技講習の講師に対して、これを雇用する登録教習機関が実技講習の際、フルハーネス型墜落制止用器具を使用させる必要性

(1) 実技講習の講師は、通常登録教習機関に雇用される労働者であることから、3の(3)から、登録教習機関は、当該講師に対しフルハーネス型墜落制止用器具を使用させる必要である。

5 技能講習の受講者に対してフルハーネス型墜落制止用器具の使用を使用させる義務が当該受講者を雇用する事業者にあるのか、登録教習機関にあるの

かについて

- (1) 当該義務の所在については、技能講習の受講に当たっての取決めや契約、登録教習機関の業務規程等から総合的に判断する必要がある。
- (2) なお、4により、講師がフルハーネス型墜落制止用器具を使用していることから、当該義務の所在に係わりなく、道義的にも登録教習機関においては、受講者に対しフルハーネス型墜落制止用器具を使用させる必要である。

(参考)

	専ら高所作業車の作業床で作業を行う者	高所作業車の作業床での作業のほか作業床を設けることが困難な高所作業を行う者
高所作業車の作業床の高さが 2メートル以上 6.75メートル以下	<ul style="list-style-type: none">○胴ベルト型墜落制止用器具又はフルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要。○フルハーネス型墜落制止用器具を使用する者については、特別教育を受けさせることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none">○胴ベルト型墜落制止用器具又はフルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要。○フルハーネス型墜落制止用器具を使用する者については、特別教育を受けさせることが望ましい。
高所作業車の作業床の高さが 6.75メートル超	<ul style="list-style-type: none">○フルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要。○特別教育を受けさせることが望ましい。	<ul style="list-style-type: none">○フルハーネス型墜落制止用器具の使用が必要。○特別教育を受けさせることが望ましい。

Ⅱ フルハーネス特別教育講師養成研修の実施について

1 基本的考え方

安衛法第 59 条第 3 項の特別教育の対象となる業務に、新たに「高さが 2 メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加される。この新たな特別教育（フルハーネス特別教育）を行う講師を養成するために身につけるべき学科と実技の両科目の講習方法を習得するための研修とする。

2 研修の概要

（1）研修の内容

学科については、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業全般、作業に用いる設備、器具の構造、その取扱いの方法等の知識を習得するための研修とする。

また、実技については、フルハーネス型墜落制止用器具の実際の装着、ランヤードの取付け、器具の点検方法等を習得するものとする。

なお、テキストについては、全登協作成の特別教育用のテキスト（11月末に完成し、現在販売中である（定価 780 円、会員価格 650 円））を主に用いることとする。

（2）研修の対象者

原則として、この特別教育を実施することとしている登録教習機関に勤務する講師とする。

（3）研修の定員

開催する施設の状況により各回 20 名～40 名程度とする。

（4）研修会の参加費

会員については、36,000 円とし、非会員については、50,000 円とする。

3 研修の日数とカリキュラム

特別教育各科目に必要な時間の 1.5 倍程度を講師研修のための時間として設定する。具体的には、学科 7 時間、実技 3 時間程度で、1.5 日間コースとする（別表）。